

国立大学法人東京外国語大学研究活動に関わる不正行為防止計画推進本部規程

〔平成27年 3月24日〕
規則第 72 号

改正 令和 4年 1月25日規則第 4号

（設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人東京外国語大学研究活動における不正行為の防止等に関する指針（平成27年規則第71号）に基づき、研究活動に関わる不正行為防止計画の推進及び不正行為等に関する問題解決を図るために、研究活動に関わる不正行為防止計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進本部は、最高管理責任者の下にこれを設置する。

2 推進本部は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 本部長 統括管理責任者

(2) 本部長 国立大学法人東京外国語大学部局長に関する規程（平成16年規則第181号）第2条第2項に規定するもの及び事務局の長

3 本部長は、推進本部の任務を統括する。

4 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名する本部長がその職務を代行する。

（任務）

第3条 推進本部は、次の各号に掲げる任務を所掌する。

(1) 研究活動に係る教職員等の行動規範の浸透を図るための方策の推進

(2) 具体的な不正行為防止計画の策定及び実施

(3) 研究活動に関わる不正行為通報・相談窓口の設置及び運営

(4) 調査委員会の設置

(5) 調査委員会への調査依頼

(6) 調査委員会による調査結果の受理

(7) 最高管理責任者への調査結果等の報告

(8) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

（推進本部会議）

第4条 推進本部に、必要な事項を審議するために推進本部会議を置く。

2 推進本部会議は、推進本部の構成員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 推進本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

4 議長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名する本部長がその職務を代行する。

5 推進本部会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

6 推進本部会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

7 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を推進本部会議に出席させ、意見を聴くこ

とができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、関係各課等の協力を得て、研究協力課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月25日から施行する。